

広報しながわ

住民基本台帳による世帯と人口

4月1日現在(前月比)		
世帯	143,432	増 33
人口	338,583	減 778
男	167,950	減 554
女	170,633	減 224

区内の火災

3月		1~3月
件数	38件	82件
焼失面積	407㎡	813㎡
死亡	2名	2名
負傷	6名	14名
救急出場	1,009回	2,230回

“子どもの健全な発達のために”
わたしたちは、子どもの言い
分を正しく受けとめましょう

●5日~11日は児童福祉週間●

ぼくらの広場

大間窪小学校五年
荒川 徳之

子どもたちは、肉体的にも精神的にも弱い存在ですが、大人は自分たちの利益や勝手な都合によって、子どもたちの健全な発達を阻んでいることが多くあるのではないのでしょうか。

そこで、昨年区が国際児童年を記念して募集した作文の一つをご紹介します。大人と子どものかかわり方の参考にしていただければと思います。

ぼく達は、近ごろ、子供達だけの遊び場がなくて、とてもつまっている。いくら公園がたくさんあるからと、いっても、いろいろな物があつたり、小さな子供が、おおいにいるために、とても、野球や、サッカー、などはできない。つまり、ぼく達は、大きな広場とした、広場がほしいのです。

ぼくが、まだ、三年生ぐらいの時は、近くに、空き地があつて、みんなよく、野球などをしました。ところが、その空き地にも、出張所が、たてられてしまいました。ぼく達は、しかたなく、三びし重工の、大きな、空き地へ、移動しました。四年生になって、ぼく達だけの、かんとくも、コーチもいらない、野球チームを作り、その空き地で、みんなと、力を合わせて、夏の終わりに、力を出して、野球の練習をしました。

五年生になった、ある日、新聞の広告を見ると、三びしの空き地の、半分が、公園に、なつてしまつたと、知りました。ぼくは、どうしよう、たつた一つのたのみのつなも、きれてしまつたか、と、思いました。

ぼくは、明るる日から、何度も、何度も、大井町へ行くことが、あつた。学校の規則が、あるため、足をとめてしまつた。それから、いふも、ぼく達は、人の家で、遊ぶ



西大井広場の西側で、少年野球を楽しむ子どもたち。

憲法と基本的人権

●1日~7日は憲法週間●

五月三日の憲法記念日を中心とする一日一七日までは憲法週間です。この機会に、憲法が保障している基本的人権について、現在、国民がどのように認識しているかを考えてみることは極めて大切なことであると言えます。

基本的人権を一言で定義するのは難しいのですが、分りやすく言えば、社会において幸福な生活を営むのに必要な、人間としての固有の権利ということができません。『憲法』の歴史的経緯の強かった旧憲法下での歴史的経緯を反省して日本国憲法は、『個』の意識を高め、『個人』としての権利保障が日本の再建の基礎をなすものとの考えに基づき、思想、良心、信教、表現の自由などの自由権的基本権と教育権、勤労権、労働者団結権などの社会的権利を保障し、『個』として保障しました。

憲法制定後、三十二年が過ぎた今日、人々の間に人権意識は

ことが、多くなりました。ゲームなどをしたり、マンガ本を、読んだり、する日が、何日も何日も、続くために、しむいには、「おもてで、元氣よく、遊びなさい」と、しかられてしまひました。

そういう中で、ぼくに、たつた一つ、好きなことが、できたのは、マンガを書くことであつた。一人で、もくもくと書け、だれにももくもくのいわれない、自分一人で楽しめるからである。そのうちに、マンガ仲間もふえてきて、いっそう楽しくなつてきた。だが、そのマンガも、一時中断した方が、いいと思つた。というのは、このごろ、急に、おなが、できたせいなのです。そのわりには、身長がのびが、少なすぎて、これは、よく

防災シリーズ①

区の防災対策・わが家の地震対策

東京全市焦土と化す

「大正12年9月1日午前11時58分44秒、突如として関東地方に大地震(震度6)が襲来した。地震の規模はマグニチュード7.9で震源は太平洋地帯に沿つた東京の南方約100キロ、伊豆大島付近の海底にあり、初期微動が13秒間続き、間もなく主要動に入り、数回強烈な揺れがあり、約1分間に亘り大震動を起した。80~90カ所より火災発生。『余震回数』に22回。『1府6県の死者』計9万1千344人。『行方不明』1万3千25人(当時の新聞より)。

多数の人命と多くの財産を一瞬のことで喪失したこの悲惨な関東大震災は、私たちに忘れてはならない惨事といえます。今日この恐ろしい体験も半世紀という長い年月とともに、次第に風化しつつあるようですが、私たちはこの経験を生かして二度とこのような災害を繰り返さない努力を怠さなければならなりません。そのためには私たち一人ひとりが地震の現象と過去の地震の被害を正しく理解するとともに、大地震に対する正しい備えと心構えを持つことが必要です。

地震対策については、従来からの対策に加え、昭和53年12月に大規模地震対策特別措置法が

施行され、品川区も地震対策に真摯に取り組んでおります。しかし、地震対策は区や各防災関係だけではとても力のおよぶところではありません。住民の皆さん一人ひとりの力とそれを結集した組織だった力が必要となるわけです。

今回防災シリーズとして、毎月一回本欄で分り易い地震防災の記事を連載することになりました。記事の掲載予定は次のとおりです。

地震の知識
○地震はどうして起るか
○マグニチュードと震度
○地震の予知

地震の備え
○火を出さないために
○消火器、三角バケツの使い方
○わが家の地震対策
○非常持出品の準備

地震が起つたら
○場所別、状況別身の安全の心得
○正しい情報のはたらき
○避難の心得

街を守る
○防災区民組織の必要性と編成
○平常時と非常時における防災区民組織の任務分担
○大規模地震対策特別措置法の仕組みと働き

地震予知情報と警戒宣言
○警戒宣言が出たらどうすべきか
○家庭での心得
○職場での心得

人権擁護委員

前田賢一 北原三三 九〇四
一三三三 小野孝徳 南田八
七二二 〇四七 三三三 釘澤一郎
上大崎一五 一三三 〇四一 五三
五 後藤正三 西石田五三 一六
〇四 九四二 岡田一郎 大井七
一七 八八 〇七 一六 石川秀
敏 南大井五三 〇一 八八 〇四
〇〇 中村その 戸越一七 一
九 〇四 四六四 神崎かほる 旗
の台六三 三三三 〇八一 六三六
近藤博志 戸越六三 三三 一 〇
一六四 (敬称略)

憲法記念

講演と映画のついで

▽日時 5月2日(金)午後1時30分
▽場所 在原文化センター大ホール(中延1-9-15)
▽内容
・講演 「くらしの中の憲法」
・東大教授 渡辺洋三氏
・映画 「ガラスのうさぎ」主役 長門裕之、長山藍子他
▽入場無料
▽問合せ 総務課へ

ご参加

ください

社会教育課、社会体育課
は第二庁舎4階に移転
西品川1-28-3
☎771-1161

総合体育館

「硬式テニス教室」

▽対象 区内在住が在勤の方で
初心者 60名(学生は除く)
▽日時 5月21日(土)6月27日の毎
週水・金曜日 午前10時~正午
▽場所 総合体育館(北品川5
-6-11 ☎491-3011)
▽費用 千円
▽申込方法 5月15日(木)に
公開抽選を行いますので、午
前10時までに総合体育館武道
場にお集りください
※今までの当館のテニス教室に参
加された方は、ご遠慮ください

総合体育館

「バドミントン教室」

▽対象 区内在住の勤労者(在
勤も含む)で初心者 30名
▽日時 5月21日(土)7月30日の
毎週水曜日・計11回 午後6
時30分~8時30分
▽場所 総合体育館(北品川5
-6-11 ☎491-3011)
▽費用 千円
▽指導 品川区バドミントン協
会指導員
▽申込方法 5月10日までに、
往復はがきに住所、氏名、年
齢、電話番号を書いて、総合
体育館へ。定員を超えたとき
は抽選

総合体育館

「レコードコンサート」

▽日時 5月9日(金) 午後
6時30分~8時30分
▽内容 シンソング特集
愛の物語、ビートルほか
▽解説者 中村紀子氏
▽場所 品川文化会館小ホール
▽入場無料
▽問合せ 視聴覚ライブラリー
☎771-1267

総合体育館

「五反田婦人講座」

▽対象 区内在住が在勤の婦人40名
▽日時 5月22日(土)8月14日の
毎週木曜日 計13回 午前10
時~正午
▽場所 五反田文化センター
(西五反田6-5-1 ☎492-
2451)
▽費用 無料(ただし、きもの、

総合体育館

「きもの着付け教室」

▽対象 区内在住が在勤の婦人40名
▽日時 5月22日(土)8月14日の
毎週木曜日 計13回 午前10
時~正午
▽場所 五反田文化センター
(西五反田6-5-1 ☎492-
2451)
▽費用 無料(ただし、きもの、

敬老会館の催し

文化センターへ。定員を超え
たときは抽選

種目	開催日時	敬老会館名	内容等
5月9日(金)	午前10時 午後1時30分	東品川 後地	「サラーマン・心太助」 中村喜津雄、三田佳子他
5月9日(金)	午後1時30分 午後3時30分	関ヶ原 ゆたか	「あねといもうと」 若下志麻、中村晃子
5月23日(金)	午前10時 午後1時30分	関ヶ原 上太崎	「お結し紋次郎」 菅原文太、市原悦子
毎月第1・3水曜日午後1時から		東品川	民謡教室
毎月第1・3水曜日午後1時から		北品川	民謡教室
毎月第2・4金曜日午後1時から		関ヶ原	詩吟教室
毎月第1・3水曜日午後1時から		後地	リボンフラワー

ボランティア講座

地域の中での福祉の在り方を
考え合い、自主的、創造的なボ
ランティア活動を育てていこう
という講座です。
▽対象 区内在住が在勤、在学
の方 30名
▽日時 5月9日(金) 午後
6時30分~8時30分
▽場所 心身障害者福祉会館
(旗の台5-2-2 ☎785-13
3222)
▽申込方法 5月7日(必着)
までに、往復はがきに住所、
氏名、年齢、職業を書いて、
心身障害者福祉会館へ

わんぱく相撲大会

月日	内容
5月12日	開演式 講演「地域の福祉と私たち」
19日	講演「地域の福祉と私たち」
26日	話し合い「なぜボランティア活動をするのか」
6月2日	講演「心身障害者のくらしの実態」
9日	講演「心身障害者のくらしとボランティア」
16日	講演「私たちが育てたボランティア活動」
23日	話し合い「これから活動をはじめるために」
30日	話し合い「町づくりをめざして」

※時間は、いずれも午後6時30分~8時30分

心身障害者の方へ

手帳一、四項症所持者
④ 精神障害者(表イに掲げ
る年金等を受けている方)
⑤ 難病者(表ロに定める疾
病に罹患している方)
手当の支給
年三回(四・八・十二月)
その前月までの四ヶ月分を銀行
口座に振込みます。
申請手続
該当される方で、まだ申請の
済んでいない方は、○障害また
は難病を証明する手帳等(診断
書、医療券等)○認印 ○本
人名義の預金通帳を持って、厚
生課障害者福祉係(区役所四階)
へおいでください。

心身障害者の福祉手当の申請を

区では、心身に障害のある方
や難病に罹患している方に手当
を支給しています。対象者は、
区内在住の次のいずれかの障害
のある方です。
一 第一種手当(月額七千円)
① 愛の手帳一、二、三度の精神
薄弱者
② 身体障害者手帳一、二、三級
の身体障害者
③ 脳性マヒ、進行性筋萎縮症
など、所得制限でこの手当が
受けられない方や施設入所者、
または老人福祉手当受給者には、
第二種手当が支給されます。
二 第二種手当
当(月額二千円)
ただし、難病に
罹患している方
については、四
月から五千元に
なります。
① 愛の手帳
② 身体障害
者手帳三級の身
体障害者
③ 戦傷病者
表イ
・国民年金(障害年金、傷病年金)1級(精神病)
・厚生年金(障害年金)1級(精神病)
・その他の年金で障害等級が最上級のもの(精神病)
・国福祉手当(精神病)
・特別児童扶養手当1級(精神病)

種目	開催日時	敬老会館名	内容等
5月9日(金)	午前10時 午後1時30分	東品川 後地	「サラーマン・心太助」 中村喜津雄、三田佳子他
5月9日(金)	午後1時30分 午後3時30分	関ヶ原 ゆたか	「あねといもうと」 若下志麻、中村晃子
5月23日(金)	午前10時 午後1時30分	関ヶ原 上太崎	「お結し紋次郎」 菅原文太、市原悦子
毎月第1・3水曜日午後1時から		東品川	民謡教室
毎月第1・3水曜日午後1時から		北品川	民謡教室
毎月第2・4金曜日午後1時から		関ヶ原	詩吟教室
毎月第1・3水曜日午後1時から		後地	リボンフラワー

※1) バドミントンの一般公開は、全曜日の午後が中止になり、水曜日の午後には
10時一般公開になります。
※2) 4月1日から、学生の夜間一般公開利用はできませんので、ご注意ください
※3) 本事は、指導員がります。

く相撲品川地区大会」を開きま
す。参加費は無料です。
▽対象 区内在住の小学3年~
6年生の男子(1・2年生は
3年生として出場可)
▽日時 5月18日(日) 正午か
ら午後5時
▽場所 戸越公園(雨天の場合
は戸越小学校体育館)
▽申込方法 5月10日までに、
電話で平松 ☎437-0391
(へ。先着順(各学年40名)
なお、各学年とも3位までの
選手については、6月29日(日)
国技館で行う決勝大会に出場で
きます。
④ 総合体育館の一般公開利用変更
5月1日から、総合体育館一
般公開の利用時間帯が変更にな
ります。
問合せは、総合体育館(北品川
5-6-11 ☎491-3011)

重度心身障害者の
電話助成
重度心身障害者のコミュニケ
ーションと緊急時の連絡手段を
確保するために、自宅に電話が
なく、足や目が自由に外に電
話をかけに行けず困難な方に
→申告しなければなりません。
詳しくは、品川都税事務所へ
(☎771-6666)
④ 郵便局からのお知らせ
郵便局の簡易保険は、昨年9
月から保険料を引下げ、男女別
保険料が定められました。女性
の方は更にお安く有利になっ
ています。また、加入年齢の上
限も養老保険の一部については、
5歳引上げられました。
詳しくは、品川・大崎・荏原
郵便局へ。
○ 下肢または体幹障害の程
度が三級以上
○ 視覚障害または内部機能
障害の程度が二級以上
○ 精神薄弱の程度が三度以
上
二 世帯全員の住民税課税状
況が均等割以下であること
詳しくは、厚生課障害者家庭
援助係へ。

手紙で心の
ふれあいを!!
毎月23日は
「ふみの日」です
郵便局

相談案内

▽特定日に行う相談(5月) (該当日が祝日のときは休み) ▽区民相談室(区役所3階) (内職・職業10:30時~年金10 :40時、その他11:40時) 法律相談 毎週水曜 受付正午 人権の上相談 第1・3火曜 内職相談 第2木曜 税金相談 第2・4火曜 電気・ガス・電話 第3木曜 国の行政相談 第1・3木曜 高齢者職業・パート紹介 第2 ・4木曜 不動産取引相談 第2・4金曜 年金相談 第1・3金曜 ▽厚生課(区役所4階) 手話相談 第2・3土曜 午前 児童相談(区役所3階) 児童相談 毎週月・木曜 午前 家庭相談 毎週月・木曜 午後 ▽中小企業センター ☎754-949 金融相談 毎週月・金曜 経理・税務相談 毎週火・木曜 下請企業あつせん相談 毎週月 ・金曜(いずれも9:40時~) 訪問相談窓口 毎週月・金曜 国民金融公庫相談 第1・3火 曜 ▽各敬老会館で行う高齢者相談 (生活相談11:40時、健康相談 2:14時、就労相談10:13時) 北品川敬老会館 17:05~ 生活8:22日 健康 13:27日 東品川敬老会館 42:29四四 生活13:27日 健康 毎週火曜 就労21日 西大井敬老会館 75:54〇八 生活6:20日 健康 14:28日 南大井敬老会館 76:14〇〇 生活7:21日 健康 9:23日 平塚敬老会館 78:13六九 生活2:16日 健康 7:21日 旗の台敬老会館 78:37四七九 生活14:28日 健康 2:16日 小山敬老会館 78:54二〇 生活9:23日 健康 14:28日 大崎敬老会館 49:29二七 生活1:15日 健康 8:22日 上大崎敬老会館 49:17五〇 生活6:20日 健康 14:28日 ゆたか敬老会館 78:54二四 生活19日 健康 7:21日 関ヶ原敬老会館 78:57二二 健康 2:16日 後地敬老会館 78:6五〇六 生活9:23日 健康 9:23日 ▽教育相談センター 平塚中学校分室 78:2六六六 鈴ヶ森中学校分室 78:3二九六 毎週火・木曜 2:14時
